

藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

議会議員	山	口	政	哉
同	安	藤	好	幸
同	佐	賀	和	樹
同	町	田	輝	佳
同	松	尾	宏	之
同	大	矢		徹
同	原	田		建
同	友	田	宗	也
同	森	井	健	太郎
同	西	川	誠	志
同	佐	野		洋

藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年藤沢市条例第 18 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「以下「情報公開条例」という。」を削る。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削る。

第 17 条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは
福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削る。

同条第 2 項、第 27 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 39 条
第 3 項中「この章において」を削る。

同条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 38 条第 2 項中「この章及び第 48 条にお

いて」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、個人情報の保護に関する法律に合わせ字句を改める等、所要の整備をする必要による。